

通所介護事業者指定申請の手引き

《目次》

- 1 指定要件の概要
- 2 共生型通所介護の基準
- 3 申請に当たっての留意点
- 4 申請に必要な書類
- 5 その他
- 6 お問い合わせ・申請書類提出先

※介護予防・日常生活支援総合事業（第1号通所事業）の指定申請については、高齢福祉課にお問い合わせください。

1 指定要件の概要

通所介護事業所の指定を受ける場合には、次の要件を満たしていることが必要です。

- (1) 申請者が法人かつ、その代表者及び役員が暴力団関係者でないこと。
- 法令により事業を実施できない法人や所轄庁の許認可が必要な場合があります。
 - 法人の代表者及び役員が、水戸市暴力団排除条例（平成24年水戸市条例第2号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団関係者でないものとします。

(2) 以下の人員を配置すること。

①管理者

- ・事業所ごとに、常勤専従の管理者を置かなければなりません。
- ・管理上支障がない場合は、他の職務又は同一敷地内にある事業所等の職務に従事することができます。

②生活相談員

- ・指定通所介護の単位の数にかかわらず、指定通所介護事業所における提供時間数に応じた生活相談員の配置が必要です。
- ・指定通所介護の提供日（以下「営業日」）ごとにサービス提供時間数を超える時間数の生活相談員の配置が必要ですが、サービス提供時間を通じて配置する必要はありません。
- ・生活相談員は、次に掲げるいずれかの資格が必要となります。
○社会福祉士 ○介護福祉士 ○介護支援専門員 ○社会福祉主事 ○精神保健福祉士

③看護職員

- ・指定通所介護の単位ごとに、かつ、営業日ごとに専従する看護師または准看護師が1人以上必要です。
- ・サービス提供時間を通じて専従する必要はなく、専従していない時間は、当該事業所の別単位や他の事業等の業務に従事することができます。
- ・病院、診療所、訪問看護ステーションと連携し（看護職員を派遣する契約書または協定書の作成が

必要)、その看護職員が営業日ごとに利用者の健康状態の確認を行う場合は、人員基準を満たしたものとします。(通所介護事業所の職員として、配置不要となります。)ただし、この場合、派遣された看護職員は、機能訓練指導員との兼務は認められず、また、加算の算定要件とすることもできません。

④介護職員

- ・指定通所介護の単位ごとに、提供時間数に応じた配置が必要となります。
確保すべき勤務延時間数＝((利用者数－15)÷5+1)×平均提供時間数※
※平均提供時間数＝利用者ごとの提供時間数の合計÷利用者数
- ・指定通所介護の単位ごとに常時1人以上確保する必要があります。なお、利用者の処遇に支障がなく、単位ごとに介護職員等が常に1人以上確保されている限りにおいては、単位を超えて柔軟な配置が可能です。

⑤機能訓練指導員

- ・利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う機能訓練指導員を1人以上配置しなければなりません。
- ・機能訓練指導員は、次に掲げるいずれかの資格が必要となります。
 - 理学療法士 ○作業療法士 ○言語聴覚士 ○看護職員(正看護師又は准看護師) ○柔道整復師 ○あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の資格を有する者(はり師及びきゅう師については、機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。)
- ・営業日ごと、サービス提供時間を通じての配置は必要はありませんが、通所介護事業所として必ず1人以上の配置が必要です。なお、利用者の日常生活や行事等を通じて行う機能訓練であれば、上記資格を有しない生活相談員又は介護職員が兼務して行っても差し支えありません。

(3) 設備・運営基準に従い適正な運営ができること

①設備基準

食堂、機能訓練室、静養室、相談室、事務室のほか、消火設備その他非常災害に際して必要なその他の設備及び備品等を備える必要があります。

○食堂及び機能訓練室

- ・それぞれ必要な広さを有し、その合計面積(調理台、洗面器等が設置されている場合は、当該設置部分の面積を除く。)が3㎡に利用定員を乗じて得た面積以上であること。
- ・食事及び機能訓練の実施に支障がない場合は、同一の場所とすることができます。
- ・食事の提供を行わない場合は、食堂を設ける必要はありません。

○静養室

- ・利用者が静養するために必要な広さを有し、設備(ベッド等)を設置すること。

○相談室

- ・遮へい物等によりプライバシーに配慮されていること。

○その他

利用者が使用する設備(食堂、機能訓練室、静養室、相談室)を2階以上に設ける場合はエレベータ等を設置すること。

②運営基準

運営基準については、水戸市条例を参照してください。

2 共生型通所介護の基準

共生型通所介護は、指定障害福祉サービス等基準第 78 条第 1 項に規定する指定生活介護事業者、指定障害福祉サービス等基準第 156 条第 1 項に規定する指定自立支援（機能訓練）事業者、指定障害福祉サービス等基準第 166 条第 1 項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業者、児童福祉法に基づく指定通所支援基準第 5 条第 1 項に規定する指定児童発達支援事業者又は指定通所支援基準第 66 条第 1 項に規定する指定放課後等デイサービス事業者が、要介護者に対して提供する指定通所介護をいうものであり、共生型通所介護事業所が満たすべき基準は、次の通りです。

（1）従業者の員数及び管理者

①従業者

指定生活介護事業所、指定自立訓練（機能訓練）事業所、指定自立訓練（生活訓練）事業所、指定児童発達支援事業所又は指定放課後等デイサービス事業所（以下「指定生活介護事業所等」という。）の従業者の員数が、共生型通所介護を受ける利用者（要介護者）の数を含めて当該指定生活介護事業所等の利用者の数とした場合に、当該指定生活介護事業所等として必要とされる数以上であること。

この場合において、指定生活介護事業所の従業者については、前年度の利用者の平均障害支援区分に基づき、必要数を配置することになっているが、その算出に当たっては、共生型通所介護を受ける利用者（要介護者）は障害支援区分 5 とみなして計算すること。

②管理者

指定通所介護の場合と同趣旨ですので、本手引き「1 指定要件の概要」の「(2)①管理者」の項目を参照してください。

なお、共生型通所介護事業所の管理者と指定生活介護事業所等の管理者を兼務することは差支えありません。

（2）設備に関する基準

指定生活介護事業所等として満たすべき設備基準を満たしていること。

ただし、指定児童発達支援事業所又は指定放課後等デイサービス事業所の場合は、必要な設備等について要介護者が使用するものに適したものとするよう配慮すること。

なお、当該設備については、共生型サービスは要介護者、障害者及び障害児に同じ場所で同時に提供することを想定していることから、要介護者、障害者又は障害児がそれぞれ利用する設備を区切る壁、家具、カーテンやパーティション等の仕切りは、不要であること。

（3）技術的支援

指定通所介護事業所その他の関係施設から、指定生活介護事業所等が要介護者の支援を行う上で、必要な技術的支援を受けていること。

（4）運営等に関する基準

①運営基準

水戸市条例を参照してください。（通所介護の運営基準の規定が準用されます。）

②利用定員

介護給付の対象となる利用者（要介護者）の数と障害給付の対象となる利用者（障害者及び障害児）の数との合計数により利用定員を定めてください。

③その他の留意事項

共生型サービスは、要介護者、障害者及び障害児に同じ場所で同時に提供することを想定していません。このため、同じ場所で、サービスを時間によって要介護者、障害者及び障害児に分けて提供する場合（例：午前中に要介護者に対して通所介護、午後の放課後の時間に障害児に対して放課後等デイサービスを提供する場合）は、共生型サービスとしては認められません。

3 申請の流れ

（１）事前協議

○設備の改修が必要な場合や事業所として不適な場合がありますので、必ず事前協議で当該建物が指定基準を満たすか確認を受けてから申請を行ってください。

※指定後に事業所の所在地を移転（変更）する場合も同様です。

○事前協議は、市担当（介護保険課管理係 TEL 029-297-1018）にご予約のうえ、「事業所周辺の住宅地図」と「事業所の図面（施設設備の面積及び使用用途を明示したもの）」等をご持参願います。

○建設・設計事務所及びコンサルタント会社等の同席は可能ですが、必ず、事業を実施する事業主が、事業内容をご説明願います。

○建築関係法令等に係る手続きについては、別途所管する部署と協議してください。

○消火設備その他非常災害に際して必要な設備及び消防計画等に関しては、消防署に確認してください。

○食事を提供する場合にあっては、所管する保健所に確認を行ってください。

○事業所予定地周辺に民家等がある場合、事前周辺への説明をきちんと行って理解を得てください。

（２）申請書提出

○電話により予約をしたうえで、事業開始予定日の1か月前までに、全ての申請書類及び指定申請手数料 30,000 円を窓口にて提出してください。審査のうえ問題がなければ指定の処理を行い通知します。

○提出の前際は、電話により予約をしたうえでお越しくください。

○書類に不備がある場合等は、審査期間が1か月を超える場合があります。

○申請に修正しがたい不備がある場合、または指定が適当でないと認められる場合等は申請書類を返戻する場合があります。また、指定の可否を問わず納付された手数料は返金できませんので、あらかじめ御了承ください。

○介護保険サービスの実施にあたり所轄庁の許認可が必要な法人（社会福祉法人、医療法人等）については、各手続きを済ませた上で申請書類を提出してください。

4 申請に必要な書類

①指定申請書（様式第1号）

②付表6 通所介護（療養通所介護）事業所の指定に係る記載事項

③申請者の登記事項証明書又は条例等

・登記事項の「目的」には、介護保険法に基づく通所介護事業を実施する旨が規定されていることが必要です。

④申請者の組織体系図（申請者である法人の組織体系図）

・事業所等が複数ある場合は、その全てが記載されたものを添付してください。

⑤従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表

・単位ごとに作成し、管理者及び従業員全員の勤務する時間数等を記載してください。

⑥従業者の資格証の写し

・資格が必要な職種は必ず添付してください。

・資格証写しへの本人の署名押印は不要です。

⑦事業者との雇用関係を確認できる書類

・従業員全員について、雇用契約書や辞令等の法人との雇用関係を証明できる書類の写しを添付してください。

⑧事業所の平面図

・用途、面積、備品の配置等を明示したものを添付してください。既存の平面図があれば、それに加筆して提出しても差し支えありません。

⑨建物の賃貸借契約書の写し（建物が賃貸借物件である場合のみ）

⑩事業所の写真

・事業所の外観および内部設備が明確なカラー写真を添付してください。

⑪事業所の設備等に係る一覧表

・基準上設置が必要な設備等のうち「付表」及び「事業所の平面図」に記載した項目以外の事項について記載してください。

⑫運営規程

・次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定め、添付してください。

(1) 事業の目的及び運営の方針

(2) 従業者の職種、員数及び職務の内容

(3) 営業日及び営業時間

(4) 指定通所介護（共生型通所介護）の利用定員

(5) 指定通所介護（共生型通所介護）の内容及び利用料その他の費用の額

(6) 通常の事業の実施地域

(7) サービス利用に当たっての留意事項

(8) 緊急時における対応方法

(9) 非常災害対策

(10) 虐待防止のための措置に関する事項（令和6年3月31日まで努力規定）

(11) 苦情の処理手順及び窓口（市独自）

(12) その他運営に関する重要事項

⑬利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要

⑭介護保険法第70条第2項各号の規定に該当しない旨の誓約書

⑮重要事項説明書及び契約書の様式

⑯事業開始から1年間の事業計画書及び収支予算書

・法人の会計年度で作成する場合は、当該介護保険事業の開始から1年の期間を含んだ事業年度の事業計画書及び収支予算書として差し支えありません。）

⑰損害賠償事故発生時に対応が可能であることが分かる書類（損害保険証書写し等）

- ⑱建築基準法第7条第5項の規定により交付された検査済証（建築物等検査済証）
- ⑲消防法施行規則第31条の3第4項の規定により交付された検査済証（消防用設備等検査済証）
- ⑳介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（加算届）
- ㉑介護給付費算定に係る体制等状況一覧表
- ㉒上記加算届の添付書類（加算の種別ごとに必要な書類）
- ㉓通所系サービス報酬区分確認表
- ㉔特例による指定を不要とする旨の届出書

※障害福祉サービスの指定生活介護事業所等の指定を受けた事業者が、共生型居宅サービスの特例による指定を不要として指定申請する場合に提出して下さい。

≪以下は共生型通所介護として申請する場合に必要な書類です。≫

- ㉕障害福祉サービス（指定生活介護事業所等）の指定の指令書又は指定更新の指令書の写し
- ㉖通所介護事業所その他の関係施設から、指定生活介護事業所等が要介護高齢者の支援を行う上で、必要な技術的支援を受けていることが分かる書類。（技術的支援を受けている事業所名及び事業所所在地、具体的な技術的支援の内容を説明する書面）

5 その他

（１）事業を計画される際には、介護保険法及びその関連通知等並びに水戸市条例を十分ご理解のうえ取り組まれるようお願いいたします。

【参考】

- 厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp/>
介護保険法令や上記通知等の具体的な内容が掲載されています。
- 福祉、保健・医療の総合情報サイト「ワムネット」<http://www.wam.go.jp/>
全国の介護保険事業者や制度改正等に関する情報が掲載されています。
- 例規集
水戸市 HP より、市条例が確認できます。

その他一般書籍等もご活用ください。

- （２）事業者の指定等に関する様式は市ホームページからダウンロードできます。
- （３）介護保険法による指定申請のほかに、老人福祉法に基づく届出が必要です。
事業開始日より前に、水戸市高齢福祉課に提出してください。

6 お問い合わせ・申請書類提出先

〒310-8610

茨城県水戸市中央1-4-1 水戸市福祉部介護保険課管理係

TEL 029-297-1018 , FAX 029-232-9230

- ・事業所開設にあたって直接相談を希望される場合は、電話により予約をしたうえでお願いします。
- ・申請者の独自判断によって、指定前に事業所を建設・賃貸等するなどして経費が発生した場合でも、指定基準を満たさない場合は、指定できませんので、あらかじめ了解願います。もし不明な点がある場合は、必ず事前確認をしてください。